

平成28年4月11日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成28年4月11日 午後3時7分
市役所第一委員会室

2 閉会日時 平成28年4月11日 午後4時25分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	矢野 秀樹
中野 晃	安武 正一	三輪 順一	澁田 一吉
中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸	松崎 富幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2)欠席者(1名)

水野 賢二

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
係	小嶋 勉
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について

第4号議案 古賀市農業振興地域整備計画の変更について

午後3時07分開会

○会長

こんにちは。春の農繁期前大変お忙しい中集まってもらいましてありが

申請人の現在の耕作面積は2万2,926.91平米で、今回の申請地2,352平米を合わせますと2万5,278.91平米となり、50アール要件を満たしております。合わせまして、地元農業委員さんの署名、捺印を受理していることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○会長 第1号議案の番号1に関して賛成されます方は挙手をお願いします。
〔賛成者挙手17/17名〕

○会長 全員賛成です。

○会長 第2号議案、市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号1、事務局説明をお願いします。

○係 〔議案朗読〕

○係 それでは、第2号議案、農地第5条の許可申請、番号1について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で使用貸借契約を行い、住宅を建築するといった内容でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。

議案書の4ページをお開きください。

今回の申請地は、現地でも御確認いただきましたとおり、「サンコスモ古賀」の東に位置します丸囲み内の斜線部一筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。

申請地は、南側には、宅地による分断をしておりますが、北側及び東側にかけては、農地の広がりがあり、また、西側に住宅が面しておりますが、この住宅の後ろ側を通りまして、国道3号線側にかけて広がりがありますので、今回の農地の広がり約47ヘクタールであることから、第1種農地ではないかと事務局では判断しております。

ここで分断要件につきまして、事前審査会でも少しわかりにくいという御指摘がありましたので、分断要件について御説明をさせていただきます。

別にお配りしております資料1をごらんください。

ちょっと印刷の関係上読みづらくなっておりますが、こちらの資料に関しましては、臨時農業委員会でお配りいたしましたオレンジ色の農地法と書いたパンフレットにカラー刷りで載っているものでございます。

まず、分断要件を御説明する前に、こちらに農地区分、そして、こちらのちょうど真ん中あた

りに線が引いてありますが、そちらの右側から許可の方針というのがございます。農地区分と許可の方針を見比べていただきますと、原則不許可というところから、原則許可というところの間に第2種農地というところがございまして、いわゆる第1種農地はおおむね10ヘクタール以上の広がりとなっているところが第1種農地、そして、10ヘクタール以下のところが第2種農地となっておりますが、こちらの1種であるか、2種であるかというところが転用する場合に非常に大きな要件となっております。この中で、農地の広がりの方針というのがございまして、こちらの分断要件にあわせて事務局のほうでも、ここが1種農地である、ここが分断要件があるので2種農地であるというところを判断しているという内容でございます。

では、資料1の1枚めくっていただきまして3ページをごらんください。

2ページから3ページにかけては、農地法に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間として、これは、福岡県が定めている内容でございます。先ほど申し上げましたとおり、1種農地であるか、2種農地であるかというところが転用に大きくかかわってまいりますところでございますが、こちらの文書、非常に読みづらくございまして、3ページの四角に囲んであるところ、こちらのほうをごらんいただいでよろしいでしょうか。

こちらのア、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地というのがございますが、この下です。一団の農地とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等、農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地を言うというのがございます。この中で、先ほど申しましたように、10ヘクタール以上になるか以下になるかというところで、分断要件を事務局のほうでも判断するところでございますが、こちらのほうで、真ん中あたりに一般道路は原則として分断要因としない。ただし、片側2車線以上で中央分離帯が設置されている場合など、農業機械が容易に横断できない道路は、分断要因とするとございます。

古賀市内でこちら片側2車線以上の道路は国道3号線及び県道筑紫野古賀線が該当してまいります。そして、その下は河川のことが書いてございますけれども、河川があることによって、容易に横断及び迂回がすることができ、一体として利用することに支障がない場合は分断要因として取り扱わないとございます。

あと段差による分断というのを、私ども事務局のほうでもよく申し上げておりますけれども、こちらが一番最後の部分でございます。傾斜、土性その他の自然的条件を見て効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない、こういった規定がございます。

分断要件につきましては、申請地から見た広がりを見てまいりますので、私ども事務局のほうでどこが分断要件になるのかというのを必ず現地確認をしております。その中で事務局として、こちらは分断要件であるといったものについて、2種農地であれば転用の申請を受け付けること

になりますし、1種農地でございまして例外規定のようなものがございしますので、そちらの例外規定に該当する場合、こちらは申請を受け付けるといった内容となっております。

一番最後のページでございしますが、8ページをお開きください。ちょっとわかりやすい例を一度御説明させていただきたいと思っております。

こちらは、古賀市の■■■■■■■■■■当たりますけれども、こちらは現在市街化区域でございしますが、こちらが仮に市街化調整区域及び準都市計画区域、いわゆる農業振興地域内であった場合という想定でちょっとこちらのほうを説明させていただきたいと思っておりますが、まず真ん中あたりに、斜線部で申請地と書いております。こちらが申請地であった場合、皆様もこちらの土地よく御存じではないかと思っております。国道3号線の久保石原の信号から太郎丸の信号の間にございます。こちらは、南側が河川がございまして、こちらは河川による分断ということができるといふふうに事務局は見ております。

また、東側、ちょうどこちらの図面の右側に関しましては宅地が広がっておりますので、他地目による分断、そして、こちら黒囲みしておりますラインのところに段差というふうには書いておりますが、こちらかなり田んぼが低くなっているような状況でございまして。こちらは、やはり、農業機械でそのまま道路側に渡ろうとすると段差がありまして渡れないわけでございまして、こういったところで、農業用の機械が容易に横断できないということございしますので、こちらは段差による分断、そして、西側、左側にかけては、国道3号線がありますので、こちらの国道による分断、こういった形でこちらの黒囲みをしております農地が一団の農地というふうに見てまいりますので、こちら10ヘクタール未満であり、2種農地、こういった判断をするといったことございまして。

では、議案書のほうに戻ります。

今回の申請でございしますが、今回の申請は、先ほど申し上げましたとおり、約47ヘクタールの広がりがあることから1種農地であると判断しておりますが、農地法施行規則第33条2、例外規定として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務用必要な施設で集落に接続して配置されるものというものがございまして。

今回は、申請地の西側及び南側にかけて集落と接続していることから、この例外規定に該当するのではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。

議案書の5ページをごらんください。

今回の計画は、住宅建築に関する図面が示されております。こちらのページの右側が計画平面図となっておりますが、まず、雨水、雑排水関係について御説明をさせていただきます。

雨水につきましては、こちらの計画平面図の建屋があります部分の西側にかけて3カ所の

雨水樹を設け、計画図南側の道路側溝へ排出していきます。

次に、雑排水につきましては、前面道路の下に下水管が通っておりますので、下水道を通じ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の6ページをお開きください。

先ほど現地でも御説明をさせていただきましたが、今回は道路高より申請地が低くなっていることから、切り込み採石の上に真砂土を盛土する計画となっております、最大が69センチの盛土となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は、条件付き承諾ということで、1、工事の際には道路、水路、農地、近隣に支障の木を施工すること、2、騒音、振動、ほこり等の対策をとること。以上2点の条件を付して、平成28年3月15日付の承諾書の提出がっております。

合わせまして、地元農業委員の署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○会長 　　　　　　　　　では地元庄農区の■■■■委員説明願います。

○委員 　　　　　　　　　去る3月12日の日に地元開発委員会を開き、一応協議をいたしました結果、また、近隣の地主さんと立ち会いのもと全員でまた協議しております。特に問題なしとして許可をいたしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 　　　　　　　　　ありがとうございます。

○委員 15番 　　　　　　　議案書のことについて聞きたいんだけど、何故市街化調整区域および都市計画区域外におけるという言い方になるのかな。

○係 　　　　　　　　　■■■■委員の質問にお答えいたします。

今回のこちら申請地につきましては、市街化調整区域でございますが、都市計画区域外は準都市計画区域を含みます。古賀市の場合は、農業振興地域が市街化調整区域及び準都市計画区域、いわゆる都市計画区域外を含んでいることから、議案書の見出しのほうはこういった書き方になっておるところでございます。よって、今回は市街化調整区域でございます。

以上でございます。

○会長 　　　　　　　　　■■■■委員さん、いいですか。

ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 　　　　　　　　　ないようでしたら、採決とらせてもらってよろございますでしょうか。

では、第2号議案の市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による

許可申請について、番号1号に対して、賛成されましたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 では、続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（案）の決定について、事務局お願いいたします。

○係 〔議案朗読〕

○係長 それでは、第3号議案、利用権設定です。8ページをごらんください。

左上に平成28年度第1号を書かれております。今回新規で4件、更新が1件、合計5件の利用権の届け出がっております。なお、更新につきましては、平成27年12月末で期限が到来した利用権について、改めて更新の提出がなされた分でございます。

審議に入ります前に、貸し借りの関係者の中に農業委員さんが含まれておりますので、審議終了までの間、一時退出をお願いいたします。■■■■委員、お願いいたします。

〔■■■■委員 退席〕

○係長 それでは、9ページ、整理番号1、貸し手、■■■■、古賀市青柳在住、借り手、■■■■、古賀市青柳在住、利用権設定をする土地は、青柳の字村中の田んぼ一筆、合計1,344平米です。平成29年12月末まで2年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける■■■■さん、年齢53歳、農業従事日数90日、借受面積、農地面積ともに9,106平米、主たる経営作物は水稻、右に書かれてある農機具をお持ちです。

続きまして、整理番号2、貸し手、■■■■、名義は■■■■古賀市筵内在住、借り手、■■■■、古賀市筵内在住、利用権設定をする土地は、筵内の字鶴の田んぼ二筆、合計735平米です。平成37年12月末まで10年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける■■■■さん、年齢62歳、農業従事日数250日、借受面積3万9,869平米、農地面積5万2,014平米、主たる経営作物は水稻、右に書かれてある農機具をお持ちです。

続きまして、整理番号3、貸し手、■■■■、古賀市筵内在住、借り手、■■■■、古賀市舞の里在住、利用権設定をする土地は、筵内の字中小路の田んぼ一筆、字大門の田んぼ二筆、字小森田んぼ一筆、合計2,235平米です。平成30年12月末までの3年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける■■■■さん、年齢37歳、農業従事日数330日、借り受け面積、農地面積ともに7,164平米、主たる経営作物は、野菜、右の書かれてある農機具をお持ちです。

続きまして、整理番号4、貸し手、■■■■、古賀市青柳町在住、借り手、■■■■、古賀

今回の申請地は、青柳にある県道筑紫野古賀線北筑昇華苑入口交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部五筆が農用地域の除外となります。今回の申出人は、[REDACTED] になります。[REDACTED] の会社概要であります。木造戸建て住宅用のプレカット加工の木材加工を行い、ハウスメーカーや工務店等に販売をしている会社になります。現在、[REDACTED] の工場が古賀市に2カ所あります。1カ所は[REDACTED] 工場ともう一つが[REDACTED] 工場が操業しております。

今回の計画内容としましては、[REDACTED] 工場の増設であります。両加工場ともここ数年は勤務体制を三交替でほぼ24時間操業している状態であり、これ以上の仕事量をふやせない状態であることや木材加工後の完成品の保管も手狭になり、敷地内での屋外管理を行っていることから、品質保持について、メーカーより強く求められている状況でもあります。

このような状況であるため、工場を増設し、現在の加工能力の約1.5倍を想定し、工場の増設を計画しており、作業環境の改善や商品の品質管理が行えるよう計画が上がっております。

議案書16ページをごらんください。計画図になります。

全体の計画面積としましては、15ページ位置図の丸囲み内の五筆、地目が全て田で、面積合計が6,178平米と地目が全て雑種地の六筆、面積合計が25,616.55平米、合わせて総事業計画面積が8,794.55平米であります。

新設加工場については、加工場2棟、資材置き場2棟、屋外資材スペース1カ所、また、休憩事務所1棟、駐車スペース22台となります。

人員配置については、現在、[REDACTED] 加工場44名、[REDACTED] 工場28名の合計72名が交替制で作業を行っておりますが、増設が決まれば、[REDACTED] 加工場の人員配置は15名から16名増員し、今まで来客者用の駐車スペースもなかったことから、その分も駐車場を設置していくとのこととです。

水利については、屋内敷地内およそ北側と南側に雨水用の側溝、ためます、合併浄化槽を設置し、既存の側溝に放流することとなっております。

また、農業用水路についても、別途つけかえをし、既存の側溝に放流することとなっております。

進出入口としましては、計画図の上部、防火水槽左側1カ所になり、敷地内は大型トラックが荷下ろしや積み込みができる必要最小限のスペースを計画しております。

議案書17ページをごらんください。

断面図になります。AからAダッシュは、16ページ、上から下に位置した左側斜線になり、切土25.2センチ、BからBダッシュは、16ページ、上から下に位置した真ん中の斜線、切土が最大24.7センチ、盛土が最大24.1センチになり、CからCダッシュについては、

16ページ、上から下に位置した右側斜線で、切土が最大で24.2センチ、盛土最大で23.35センチ、DからDダッシュについては、16ページ、左から右に位置した斜線、切土が最大で25.2センチ、盛土が23.35センチになります。

今回、切土、盛土については、表土を除去し、真砂土にて整地を行うということでした。

では、別にお配りしております資料2を見ながら、除外のための5要件がクリアされているか順にチェックしていきたいと思えます。

1ページをごらんください。

まず、第1号の申請地以外に代替できる土地がないこととなっておりますが、資料1の4ページをごらんください。前にホワイトボードのほうに大きい地図を載せておりますので、そちらでもよろしいので見てください。資料2です。申しわけございません。失礼いたしました。

古賀市都市計画図になります。建築基準法の用途地域等の制限で、古賀市用途地域による建築物の用途制限で、候補地の選定として、4ページ下の黒枠としている準工業地域、工業地域、工業専用地域、特定用途制限地域、筑紫野古賀線沿線地域の4つの地域からのみ候補地選定になります。この4つの地域に該当する地域が上部2カ所となります。

申請者、XXXXXXXXXXは、ほかにも自己所有地があるため、農政係より、そのほかの土地でも計画の検討をするように指摘いたしましたが、先ほどの用途地域等の制限や地権者の同意が得られないこと、道路拡張整備の開発の予定地であること、予定計画事業面積が合わないことで、今回の申請地以外では、目的の達成ができないとの検討結果であります。

次に、第2号の農用地の集団性や周辺農地への支障がないかという点でございます。

資料2の2ページをごらんください。

こちらが古賀市の農振の広がり の図面です。左下にあります丸囲みが申請地になります。

資料2の3ページをごらんください。

先ほどの詳細図になります。左下、丸囲み内斜線部が今回の申請地となります。農用地の集団性を申し上げますと、農振整備計画で申し上げれば、今回の申請地については、北東側と南東側に農用地の広がりがあります。が、辺縁部で必要最小限の面積で計画しており、農振の広がりを除外するものではないことから、当該地を除外しても、連担性は何とか保たれるのではないかと判断しております。

次に、第3号の農用地の利用集積に支障がないかという点につきましては、当該除外地の所有者は、市外の所有者であり、同意書もいただいております。また、隣接地においても、地目が山林であることや地権者からの了承を受けていることから、当該地を除外しても支障がないと判断しております。

次に、第4号の水利など土地改良施設に支障がないかという点については、議案書16ページ

も、この3ページの西側、ここはもうほかの申請地以外の部分というのは水田以外っていうふうに見てよろしいですか。

○会長 事務局。

○係 ■委員の質問に対してお答えします。

現地を見ていただいておりますが、現在、今、筆数でいいまして四筆が田んぼで使われている部分が計画の中に入っております。失礼いたしました。もともと樹園地になっております。

○係 ■委員の御質問にお答えいたします。

基本的に、今、除外のこの申請地、こちらは水田と、あと東側からずっと農振がかかっているところは、もともとミカン、要は山の部分になりますので、ミカン等が植えてあった樹園地というふうな形になっております。したがって、水田の部分は今回除外の申請がっております。こちらの部分になります。

以上です。

○会長 よございますか。はい■委員、どうぞ。

○委員 14番 15ページの丸の図と、それから、17ページの下段に書いてあります申請地の土地が番地がたくさんありますよね。■、■、■、■は15ページの中には入ってませんよね。下に書かれている部分が除外をしますと、お願いしますということを書いてあると思うんですが、ですから、その上の面、全部合わせて何平米あるのか、そして、それはもう雑種地か何かになっているんですかということをお教えしてくれませんか。

○会長 事務局。

○係 全体の面積ですが、全体の面積は十筆で総面積が8,794.55平米になります。今回の申請地以外の六筆については、地目が雑種地で、面積が2,616.55平米になります。

○委員 14番 わかりました。

○会長 よございますか、それで。

○委員 14番 はい。

○会長 何かほかはないですが、この件に関しては、意見具申ですから何でもいいと思いますので、農業委員会としての意見ですから。農業委員会として、農振協議会のほうに意見具申しなさいけませんので、その辺の、今の状況の中にいくとなかなかまとめっちゃ厳しいと思いますので、何か出してもらわんと言いがいいんじゃないかなと思うので、ちょっと一旦休憩におとします。

ちょっと一旦休憩におとします。

午後4時00分休憩

午後4時10分再開

○会長 4号議案について、ほかに何か御質問ないでしょうか。一応農業委員会として農振協議会のほうに答申せにやいかんもんですから、何らかの形でやっていきたいと思えます。まとめとしては、特定用途地域でもあるし、同じ企業が入るということでした方がいいんじゃないかならうかということでおさめたいと思えますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 4号議案、それでよろしいと思えますので、その前に。

○係 先ほど特定用途区分の件につきまして質問が出ておりますので、もう一度説明させていただきます。

前のホワイトボードのほうに古賀市の都市計画図を添付しております。建築基準法の用途地域等の制限で、古賀市用途地域における建築物の用途制限で、農振の除外の候補地の選定として、4ページ下の黒枠としている準工業地域、工業地域、工業専用地域、特定用途制限地域、筑紫野古賀線沿線地域の4つのみの地域からの候補地の選定になります。この4つの地域に該当する地域が上部2カ所となってきます。

補足説明は以上となります。

○会長 上部2カ所はどういうことや。

○係 4ページをごらんください。資料2の4ページをごらんください。黒枠の。

○会長 要するに黒枠の中が都市計画における制限区域ということ。

○係 会長言われたように、都市計画の制限地域になります。

○会長 わかりました。ということで何かありますか、ほかに。委員、どうぞ。

○委員 16番 ちょっと参考までに、4ページの準工業地域、この黒枠は3ページでいったらこれは農振地域ですね。どこまで入るんですか。3ページよね、農振地域全部入るとるですから。

○会長 事務局。この地図で言ったらどこまで入るかということ、黒枠が。どうぞ、事務局。

○係 委員の質問にお答えします。

3ページの詳細図におきましては、山見坂大池の半分ぐらいの位置になります。

以上です。

○会長 事務局。

○係 資料2の3ページをごらんいただきまして、申請地が斜線部丸囲みにしてありますが、そのすぐ右側に山見坂大池という記載がございます。このちょうど真ん中あたりか

ら、直線に縦に引いていただいたラインがおおむね特定制限地域となっております。

以上でございます。

○会長 よございますか。もし今後こういう図面出てくると、その辺を線を入れてもらろうてから助かるんやけど、わかりやすくなると思う。だから、このままぽんと出されても、どこからどこまで入るとか、この地図はこの地図では見にくいし。事務局。

○係 ■会長の質問にお答えします。次回から特定用途地域区分等については、地図に位置図、点線を記載していきたいと思っております。

○会長 ■委員、それでよろしいですか。

○委員 16番 はい。

○会長 それでは、再度まとめていきたいと思いますが、今回の変更についての農業委員会としての要望意見として、この地区は、要するに都市計画の中における制限区域内であって、また同じ企業が入るということで致仕方ないんじゃないかということでおさめたいと思います。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 じゃあ、そういうことでおさめたいと思います。よろしく願いしときます。では、第4号議案古賀市農業振興地域整備計画についての番号5について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手17/17名〕

○会長 では、議案はこれで終わりたいと思います。

午後4時25分閉会
